

制 定 平成 29 年 4 月
改 正 令和 4 年 10 月

教育委員会所管の学校の職員の育児休業の取扱いについて

標題について、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資するという目的のもと、「地方公務員の育児休業等に関する法律」(平成 3 年法律第 110 号)及び「職員の育児休業等に関する条例」(平成 4 年大阪市条例第 4 号。以下「育児休業条例」という。)に基づき、次のとおり定める。

記

1 対象者

教育委員会所管の学校の職員(育児休業条例第 2 条に掲げる者を除く。以下「職員」という。)でその 3 歳に満たない子を養育するため、育児休業の承認を請求した者。ただし、引き続き勤務する意思のある者であること。

なお、男性職員は、配偶者が産前産後休暇中又は産前産後休暇を取得しない場合にあっては、産前 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)以内若しくは産後 8 週間以内の期間であっても、育児休業の請求ができるものとする。

2 育児休業の期間

(1) 当該請求に係る子の出生から 3 歳に達する日までの間において必要な期間とする。

ただし、産後休暇を取得している場合は、産後休暇終了後から当該請求に係る子が 3 歳に達する日までの間において必要な期間とする。

(2) 新たに保育所に入所する職員の子に係る集団生活への適応等を目的として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行う保育(以下「ならし保育」という。)の期間中に当該子について育児休業をしようとする場合、特別な事情がある場合を除き、前号に定める期間内において 2 週間を限度に必要な期間とする。

3 育児休業の承認

(1) 育児休業の承認を受けようとする者は校長又は園長(以下「校長」という。)を通じて教育委員会に請求し承認を受けなければならない。

(2) 前号の請求があったときは原則として育児休業を承認するものとする。

ただし、当該請求に係る子について既に 2 回育児休業の承認(男性職員にあっては、育児休業条例第 2 条の 5 において定める期間内に、職員が当該子について最初及び 2 回目の育児休業を除く。)をしたことがあるときは、育児休業条例第 3 条に掲

げる場合を除き承認しない。

4 育児休業の延長

- (1) 前項により育児休業を承認した職員から請求があったときは、第2項に定める期間内において当該育児休業の期間を延長することができる。育児休業の延長は、育児休業条例第4条に規定する場合を除き1回に限るものとする。
- (2) 前項により育児休業を承認した職員から、ならし保育の期間中において当該子を養育する必要があるとして当該子に係る請求があったときは、第2項第2号に定める期間内において当該育児休業期間の延長をすることができる。

5 育児休業の失効等

- (1) 以下の場合、育児休業は効力を失う。
 - 育児休業をしている職員が産前休暇を始め、又は出産した場合。
 - 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合。
 - 当該育児休業に係る子が死亡し、又は当該職員の子でなくなった場合。
- (2) 以下の場合、育児休業の承認を取り消す。
 - 育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなった場合。
 - 育児休業条例第5条に掲げる場合。

6 請求手続

- (1) 第3項及び第4項に定める請求は、原則として休業開始予定日（延長の請求にあっては延長開始予定日）の1月前（子の出生から8週間以内にする育児休業について請求する場合は開始予定日の2週間前）までに「育児休業承認請求書」により校長を通じて教育委員会に対し行うものとする。
- (2) 前項第1号及び第2号に該当する事由が発生したときは、速やかに「養育状況変更届」により校長を通じて教育委員会に届け出るものとする。
- (3) ならし保育の期間を含む期間について育児休業の請求を行う場合は、当該請求に係る子の保育所への入所が決定し、ならし保育の期間が判明した時点で、「ならし保育計画予定書」により校長を通じて教育委員会に対し届け出るものとする。
- (4) 第4項第2号に定める請求を行う場合は、当該請求に係る子の保育所への入所が決定し、ならし保育の期間が判明した時点で、「育児休業承認請求書」と「ならし保育計画予定書」により校長を通じて教育委員会に対し届け出るものとする。
- (5) ならし保育の期間が短縮されたときは、速やかに「養育状況変更届」と「ならし保育計画予定書」により校長を通じて教育委員会に届け出るものとする。

7 職務復帰

前項第2号及び第6号による届出があった場合には、当該職員を速やかに職務に復帰させるものとする。

なお、育児休業の承認期間が満了した職員は直ちに職務に復帰するものとする。

8 その他

(1) 教職員勤務情報システムへの登録を行う。

(2) 職員の子について、ならし保育の期間中に当該子に係る育児休業を取得する場合、当該子が保育所に入所できない場合等があることから、事前に確認をするよう留意すること。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2. 次に掲げる規程等は、廃止する。

(1) 育児休業等の実施手続等に関する要綱について(府費教職員)(平成4年4月1日教委校(小)第2号、教委校(中)第2号、教委校(養)第2号)

(2) 育児休業等の実施手続等に関する要綱について(市費教員)(平成4年4月1日教委校(高)第3号、教委校(養)第5号、教委校(幼)第3号、教委校(特)第5号)

(3) 育児休業の取扱いについて(教員以外の市費職員)(平成4年4月1日教委校(全)第11号)

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2. この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に与えられた育児休業については、この規程による改正後の教育委員会所管の学校の職員の育児休業の取扱いについての規定を適用することとする。

3. 第6項第4号又は第5号の育児休業の請求は、施行日前においても行うことができる。

附 則

この規定は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

育児休業承認請求書

年　月　日

教　育　長　　様

学校園名

職　　種

氏　　名

印

次のとおり育児休業の承認を請求します。

請　求　区　分	育児休業　・　再度の育児休業 育児休業の延長　・　育児休業の再延長
請　求　に　係　る　子	生年月日　　年　　月　　日生 氏名　　　　　　続柄
請　求　期　間	年　月　日　から　　年　月　日　まで 月　日　間
既に育児休業をした期間	年　月　日　から　　年　月　日　まで 月　日　間 年　月　日　から　　年　月　日　まで 月　日　間
産後休暇の終了日	年　　月　　日

1. 添付書類

- (1) 住民票等（初めての請求者）
- (2) 事由書（再度の育児休業・育児休業の再延長の請求者）

2. 既に育児休業をした期間は、再度の育児休業・育児休業の延長・育児休業の再延長の請求者のみ記入すること。

3. 産後休暇の終了日は、女性職員のみ記入すること。

育児休業等計画書

年　月　日

教　育　長　　様

学校園名 _____

職　　種 _____

氏　　名 _____ 印 _____

職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第11条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

育児休業	育児短時間勤務	
1 育児休業等の承認の請求に係る子		
子 の 氏 名	生 年 月 日	年　月　日生
2 請求者の計画		
請　求　期　間	年　月　日　から	年　月　日　まで
再度の請求予定期間	年　月　日　から	年　月　日　まで
3 備　考		

注)

育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。

請求期間には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

子の出生前に提出する場合は、「1 育児休業の承認の請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

該当する には、レ印を記入すること。

養育状況変更届

年　月　日

様

学校園名

職　　種

氏　　名 印

次のとおり育児休業・育児短時間勤務・部分休業に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出事由（該当する番号に 印をつけること）

(1) 休業等に係る子を養育しなくなった

同居しなくなった

負傷・疾病

その他()

(2) 休業等に係る子を配偶者が養育できることになった

(3) 休業等に係る子が死亡した

(4) 休業等に係る子と離縁した（養子縁組の取消を含む）

(5) 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

(6) 休業等に係る子についての特別養子縁組に係る家事審判事件が終了した

(7) 休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法の規定による措置（里親委託等）が解除された

(8) その他()

2 届出事由が発生した日

年　月　日

ならし保育計画予定書

年 月 日

学校園名 _____

職 種 _____

氏 名 _____ 印 _____

1 ならし保育を行う子

子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生
---------	--	------------	---------

2 ならし保育の計画（予定）

保育所名 :

ならし保育期間	保育時間
年 月 日から 年 月 日まで	約 時間
年 月 日から 年 月 日まで	約 時間
年 月 日から 年 月 日まで	約 時間
年 月 日から 年 月 日まで	約 時間
年 月 日から 年 月 日まで	約 時間
年 月 日から 年 月 日まで	約 時間

(参考) 育児休業の状況

- ・ならし保育期間を含んだ期間について育児休業を請求している場合

育児休業請求期間 年 月 日 ~ 年 月 日

- ・ならし保育期間中の育児休業を取得することとなり、育児休業期間を延長する場合

当初の育児休業請求期間 年 月 日 ~ 年 月 日

育児休業延長期間 年 月 日 ~ 年 月 日

再度の延長の場合は、当初の育児休業請求期間に、既に延長した期間を含めて
育児休業期間を記載してください。